



# よくある質問

## Q & A

Q

パスワードを忘れました。

ログイン画面の「パスワードを忘れた方」から、パスワードの再設定を実施してください。

Q

対面講習（会場での講習）は行ってますか？

甲種新規については対面講習は行っておりませんので、ご了承ください。甲種新規の対面講習をご希望される方は、（一財）日本防火・防災協会が主催しているものをご検討ください。

（一財）日本防火・防災協会

[https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec\\_info/index.html](https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html)

Q

オンライン講習の流れを教えてください。

詳しくは新潟市HPの「令和7年度防火・防災管理講習会実施案内」の「6 講習の流れについて」をご確認ください。

Q

テキストの到着はどのくらいかかりますか？

受講申込締切後に、発送業務を行いますので、締切後から1～2週間で届きます。（オンデマンド配信期間前には到着します。）

Q

新潟市在住・在勤以外の人でも受講することは可能ですか？

受講可能です。新潟市外の方でもお申し込みください。  
また、県外の方でも受講可能です。

Q

ログインができません。

メールアドレス・パスワードが正しいか今一度ご確認ください。  
一文字でも違うとログインできませんので、ご注意ください。  
登録された、メールアドレス・パスワードはご自身で大切に保管してください。

Q

メールが届かなくなりました。

迷惑メール設定はされていないか今一度ご確認ください。  
また、ドメイン指定受信をご利用されている方は登録用メールを受信できるよう指定をお願いいたします。設定されている場合は、「@manaable.com」の許可を行なってください。

Q

顔認証がうまくできません。

お使いのPC・スマートフォンのカメラ連携の許可を確認してください。  
顔認証登録の際は、説明に従うことで登録がしやすくなります。  
※「顔の動きを止める」「顔を近づけるのが早すぎる」場合、エラーとなることがあります。また、なるべく申請時と同じ環境で行なってください。（メガネの有無など）

Q

受講料の返金をお願いしたいのですが可能ですか？

入金後の返金を行っておりません。予めご了承ください。  
詳細については「サービス利用規約」及び「特定商取引法に基づく表記」をお読みください。

Q

テキストは不要なので、受講料は安くなりますか？

本講習は「テキスト」と「動画コンテンツ」がセットとなっているものとなりますので、テキストなしでの受講はできません。

Q

受講期間中に動画・効果測定を修了できませんでした。  
どうしたら良いですか？

受講期間中に受講が完了できない場合には修了証をお渡しすることができません。また、配信期間の延長や受講回の移動はできませんので、次回の講習に再度申込を行う必要があります。その際には受講料が掛かりますのでご注意ください。

※受講者の責任において、必ず期間内に終えてください。

Q

動画コンテンツは何で見れますか？

PC・スマートフォン・タブレット等でカメラ機能がついてるものであれば受講が可能です。詳細については新潟市HPの「令和7年度防火・防災管理講習会実施案内」の「8 受講に際しての注意事項について」をご確認ください。

Q

支払い方法はありますか？

本講習は前払いにて申込受付を行っております。コンビニ払い・銀行振込・クレジットカードで支払いを行うことができます。

Q

インボイスは対応していますか？

本講習機関である、新潟市防火管理者連絡協議会はインボイス（適格請求書）発行事業者ではございませんので、予めご了承ください。

Q

動画コンテンツの長さはどれくらいですか？

甲種防火管理新規講習は、消防法施行規則第2条の3第2項及び同条第6項の規定に基づいて実施しており、オンライン講習時間はおおむね10時間としています。

Q

その他の講習（防災新規、防火・防災新規、防火・防災再、防火再）はオンラインで実施していますか？

オンライン講習は甲種防火管理新規講習しか対応しておりません。その他の講習に関しては会場講習で実施しています。申込に関しては、全講習を講習サイトで申込が可能です。必要な講習を選択し申込を行なってください。

Q

修了証はカードタイプのものを希望することはできますか？

オンライン講習の修了者へは電子修了証でのお渡しとさせていただきます。紛失・再発行の際には新潟市の電子申請（e-NIIGATA）より申請を行ってください。その際には修了証はカードタイプのものを発行させていただきます。

Q

防火管理者が必要な建物か分からないので教えて欲しい。

消防法で定められている収容人員等により必要性の有無が定められているため、お勤めの事業所を管轄している消防本部へとお問い合わせください。

- 【例】新潟市の事業所：新潟市消防局  
上越市の事業所：上越地域消防局  
佐渡市の事業所：佐渡市消防本部